

第4章 資料編

1、用語解説集

※各用語の後ろに記載されている数字は、各用語が使用されているページとなっています。索引としてもご利用ください。

あ 行

■アウトリーチ (P.26)

「支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス」のこと。

■一億総活躍プラン（一億総活躍社会） (P.2、10)

日本は超高齢社会に突入しており、総務省の統計によると、平成 28 年 10 月 1 日現在、65 歳以上の高齢者は 3,459 万人で、総人口に占める割合は 27.3%にも達します。

このまま少子高齢化と人口の減少が続けば国としての存続が危機に瀕します。こうした状況を受け、少子高齢化の構造的な問題を解決し、さらなる成長を続けられる社会を目指したものが、一億総活躍社会です。

半世紀後の未来においても 1 億人の国民を維持し、国民それぞれが活躍している、社会の理想像を描いたビジョンを実現するための実行計画です。

■インターネットバンキング (P.30)

インターネットを介した銀行（類）の取引サービスのこと。インターネット閲覧端末（ウェブブラウザ）で利用する。

■インフォーマルサービス (P.34)

近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式的な支援のこと。公的機関が行う制度に基づいた社会福祉サービスをフォーマルサービスと呼ぶ。

エスエヌエス

■SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス） (P.18、36、40、50)

人と人との交流を手助け・促進するためのインターネット上のサービス。自分のプロフィールや写真を同じサービスを利用している会員に公開できるほか、会員同士のメッセージのやり取りなどで交流を深めることができる。

また同じ趣味を持っていたり、同じ地域に住んでいる人などとコミュニティを作るなど、新たな人間関係を構築する場としても注目されている。

■NPO (P.14、20、34)

「Nonprofit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略。

民間非営利組織（団体）の意。地域や社会の課題解決を市民が自発的に行う、営利を目的としない団体のこと。

特定非営利活動促進法に基づく、特定非営利活動法人（NPO法人）として法人格を持つものから、市民活動団体やボランティアグループも含んだ法人格を持たない団体が

社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体を含む幅広い意味として使う場合もある。

か 行

■キャップハンディ体験 (P.16、19、52)

「キャップハンディ体験」とは、「ハンディキャップ」(不利な条件)の前後を入れ替えてつくられた言葉で、「立場を入れ替えて考えよう」という気持ちがこめられた言葉。

■子ども食堂 (P.20、37)

子ども食堂とは、子ども支援の一環として、NPO・地域住民や自治体が主体となり、地域の子どもの保護者などを対象に、無料もしくは低価格で、アットホームな雰囲気な中、手作りで暖かく栄養のある食事を行うことが出来るコミュニティの場。

■コミュニティソーシャルワーク (CSW) (P.14、26)

様々な福祉施設・機関・団体にあって、地域福祉活動を担当するワーカーが従来の分野別のアプローチではなく、サービスを横断的に活用し、地域におけるサポートネットワークを形成しながら、地域の様々な生活課題を的確に把握し、その要因を分析・評価し、適切なサービスへ結びつけるとともに、個別の生活課題を、地域で支えあう地域ネットワークを構築したり、必要に応じたインフォーマルサービスの開発などを行う支援活動のこと。

■コミュニティソーシャルワーカー (CSW) (P.26)

少子高齢社会の進展や家族意識の変化等の多くの要因が重なり、私たちの暮らす社会情勢は大きく変化してきている。そのような中においては、地域の課題解決のため、住民の参加が不可欠であり、地域におけるコミュニティが果たす役割の重要性が増してきている。その地域コミュニティの調整役がコミュニティソーシャルワーカーである。

さ 行

■(仮称)災害ソーシャルワークセンター (P.28)

災害ソーシャルワークセンターとは、東日本大震災以降、提唱されているセンター機能の考え方。

被災直後の泥かきや家財片付けなど力を要するニーズ対応は勿論であるが、NPO・ボランティアなどと協力した運営体制を敷き、その分社会福祉協議会は被災者が生活再建するまでの長期に渡る生活支援を見据えたアウトリーチを展開し、問題や課題のタッチを運営中から促進させた運営の考え方のこと。

■社会福祉協議会

社会福祉法に基づきすべての都道府県・市町村に設置されており、地域の福祉推進の中核としての役割を担う非営利の民間組織のこと。

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしたいという思いを形にするために、住民主体を原則として、ともに支え合える仕組みづくりを進める組織のこと。略して、「社協」とも呼ばれている。

■生活支援コーディネーター（P.35）

平成27年（2015年）4月施行の介護保険制度改正により新しく配置されることになった職種。生活支援・介護予防のサービス提供体制の構築・充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う。

■成年後見制度（P.10、23、54）

年を重ねたり、障害があること等により、物事を判断する能力が低下し、契約や財産の管理が困難になることで悪徳商法や強引なセールスに遭う可能性がある。そこで法律的に保護するため、家庭裁判所が認めた後見人が本人の意思を最大限尊重しながら安心して暮らすことを支援する制度のこと。

た 行

■第2層協議体（P.4、5、8、9、56）

地域支援事業の生活支援・介護予防の体制の整備にあたり、市が中心となり、地域住民、生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供者等が参画し、地域のニーズの発掘や多様な主体への働きかけ、関係者との連携、担い手養成やサービスの開発などの連携を行うネットワークのこと。なお多賀城市では第一層が市内全域、第二層を地域包括支援センターのエリア範囲となっている。

■多賀城市市民活動サポートセンター（P.20）

市民活動団体、ボランティアグループ、自治会・町内会・子ども会など地域づくりにおける市民の自発的な活動のサポート機関。

■多賀城市自立相談支援窓口（生活困窮者自立支援事業）（P.23）

生活困窮者自立支援制度は、失業、多重債務、ニート、ひきこもり、病気や障がいなど様々な要因により経済的に困窮し、また離職により住居を失う、又はその恐れのある方を対象に、住居や就労の機会の確保や家計支援等を行うことで、生活の見通しが持てるよう相談支援を行う制度であり、多賀城市においては自立相談支援窓口という名称のもと、多賀城市役所生活支援課内で相談支援を行っている。

■地域共生社会（P.2、3、10、19）

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

■地域包括支援センター（P.4、56）

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。センターには保健師（看護師）・主任ケアマネジャー・社会福祉士が配置され、専門性を活かして連携しながら業務にあたっている。

な 行

■ニーズ（P.4、8、15、その他多数）

ニーズとは「必要」「要求」などと訳されるが、住民の情報などを収集し分析することで抽出される「生活全般の解決すべき課題」をいう。

は 行

はちまるごーまる

■8050問題（P.2、23、24、28）

「80歳代」の親が「50歳代」の子供の生活を支えている問題。介護、認知症、相続、生活困窮など複合的な問題により親子が共倒れ・孤立するケースが顕在化し、増加しつつある社会問題をいう。

ま 行

■まもりーぶ（日常生活自立支援事業）（P.23、54）

正式名は日常生活自立支援事業という。「まもる」と「びりーぶ（信じる・信頼するの意味）」を組み合わせた愛称である。自分に必要な福祉サービスを選んだり、利用するための契約を結んだり、利用料等の支払いをすることが一人ではできない（自信がない）方（在宅の認知症高齢者や、知的障害、精神障害のある方など。）が利用契約することによって、生活支援員が定期的に訪問し悩みごとの相談にのったり、お金の使い方についてお手伝いする福祉サービスのこと。

■民生委員・児童委員（P.2、10、17、21、その他多数）

民生委員・児童委員は「常に住民の立場になって相談に応じ必要な援助を行う」ことを役割とし、厚生労働大臣から委嘱される地域の身近な福祉ボランティアをいう。

ら 行

■LINE（ライン） （P.20、 56）

スマートフォン、携帯電話、パソコン、タブレットで使用することができる無料のコミュニケーションツールのことで、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のアプリの名称。メール以上に素早く連絡を取ることが出来る。

グループトークという3人以上の多人数と同時にメッセージのやり取りをする機能を利用し、塩竈市や市内で活動している子ども食堂関係者とコロナ禍においても情報交換を行っている。